- ◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第74号)
 - 1 旅券法第3条第1項の一般旅券の発給の申請の受理等に係る事務を大船渡市ほか9市町が処理することとするため、所要 の改正をすることとした。(別表第2関係)
 - 2 岩手県収入証紙条例第8条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに関する事務で規則で定めるものを大船渡市ほか9市 町が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- ◎ひとにやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例(条例第75号)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に伴い、所要の整備をすることとした。(第11条関係)

- ◎都南の園設置条例の一部を改正する条例(条例第76号)
 - 1 題名を療育センター条例に改めることとした。
 - 2 障害者自立支援法の施行に伴い、なお従前の例により運営をしてきた身体障害者更生施設を、障害者支援施設に移行させることとした。(第1条関係)
 - 3 岩手県立療育センターを設置することとした。(第1条関係)
 - 4 指定管理者による管理について定めることとした。(第2条関係)
 - 5 指定管理者が行う業務の範囲について定めることとした。(第3条関係)
 - 6 利用料金制度の導入に伴い、所要の改正をすることとした。(第4条、第5条関係)
 - 7 その他所要の改正をすることとした。(第6条、第7条関係)
- ◎岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例(条例第77号)

県の管理する漁港施設に駐車若しくは停車をする車両又は陸置きする船舟に対して移動を命ずることができることとした。 (第5条関係)

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第78号)県議会の議員が招集に応じて会議又は委員会等に出席した場合等の費用弁償の額を減額することとした。(別表第4関係)

- ◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第79号)
 - 1 給料の特別調整額について、支給割合の限度を管理又は監督の地位にある職員の職のうち人事委員会規則で指定するもの を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25とすることとした。(第26条関係)
 - 2 扶養手当について、配偶者以外の扶養親族に係る月額を1人につき6,000円とすることとした。(第27条関係)
 - 3 宿日直手当について、都南の園の管理を指定管理者に行わせることとしたことに伴う所要の整備をすることとした。(第 34条関係)
- ◎市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第80号)
 - 1 扶養手当について、配偶者以外の扶養親族に係る月額を1人につき6,000円とすることとした。(第22条関係)
 - 2 管理職手当について、支給割合の限度を管理又は監督の地位にある職員のうち県人事委員会規則で指定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の16とすることとした。(第28条の3関係)
- ◎職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(条例第81号)
 - 1 退職手当の額の計算に用いる利率を改めることとした。(附則第14項、附則第17項、附則第34項、附則第35項関係)
 - 2 その他所要の整備をすることとした。(附則第13項、附則第16項、附則第19項、附則第33項~附則第35項関係)

- ◎岩手県県税条例の一部を改正する条例(条例第82号)
 - 1 自動車税(年度途中に自動車の登録をする場合に限る。)及び自動車取得税の課税免除等の申請期限を申告の日から 15 日 以内に改めることとした。(第 103 条の 4 ~第 103 条の 6 、第 123 条の 7 、第 123 条の 8 関係)
 - 2 自動車保有関係手続のワンストップサービスの実施に伴い、課税免除の申請手続について所要の整備をすることとした。 (第 103 条の 4 ~第 103 条の 6 関係)
- ◎県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第83号)
- 1 岩手県立大迫病院を岩手県立中央病院の附属診療所と、岩手県立伊保内病院を岩手県立二戸病院の附属診療所とすることとした。(別表関係)
- 2 岩手県立磐井病院附属真滝診療所を廃止することとした。(別表関係)
- ◎岩手県立病院等利用料条例の一部を改正する条例(条例第84号)

健康保険法及び老人保健法の規定により入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準が定められたこと に伴い、所要の整備をすることとした。(第2条関係)

- ◎岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例(条例第85号)
 - 1 自動車の保管場所を確保していることを証する書面に相当する通知の申請について手数料を徴収することとした。(別表 第8関係)
 - 2 その他所要の整備をすることとした。(別表第8関係)